

# はかりの検査を受けましょう

取引や証明に使用するはかりは、2年に1度検査が必要です。  
このため、三重県計量検定所では次のとおり定期検査を実施します。

| 月 日     | 検査時間        | 検査場所        |      |
|---------|-------------|-------------|------|
| 9月2日(金) | 10:30~15:00 | 員弁庁舎前 旧うりぼう | 員弁地区 |
| 9月5日(月) | 11:00~15:00 | 藤原文化センター    | 藤原地区 |
| 9月6日(火) | 10:30~12:00 | JAいなべ十社支店   | 北勢地区 |
|         | 13:00~14:00 | 旧JAいなべ川原出張所 |      |
|         | 14:30~16:30 | JAいなべ治田支店   |      |
| 9月7日(水) | 9:00~10:30  | 北勢東部林業会館    | 北勢地区 |
|         | 11:00~15:30 | 北勢庁舎裏 駐車場   |      |
| 9月8日(木) | 10:30~11:30 | 大安郷土資料館     | 大安地区 |
|         | 13:00~15:00 | JAいなべ梅戸井支店  |      |
| 9月9日(金) | 10:30~11:30 | JAいなべ丹生川店   |      |
|         | 13:00~15:00 | JAいなべ石樽支店   |      |

◎検査手数料は、計量器の種類や形式によって異なります。

## 対象となる計量器の例

- ①商店・スーパー等で肉や魚など商品の重さを計量するはかり
- ②医療機関・薬局などで薬の調剤に使用するはかり
- ③医療機関・学校・福祉施設などで健康診断に使用するはかり
- ④庭先販売・行商に使用するはかり
- ⑤宅配便の荷物の料金算出用のはかり



※秤量6kg以下の電気式はかりおよび固定式はかりについては、下記期間中に計量器使用場所へお伺いして検査を行います。

**所在場所  
検査日**

**9月12日(月)~9月15日(木)**

問い合わせ先……藤原庁舎 商工観光課 ☎46-6309 FAX46-6319